

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

いじめは、その子どもの内面を深く傷つけるものであり、将来にわたり子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも、必ず親身になって相談に応じる姿勢をもって対応することが大切である。

そのために、学校として教育活動のすべてにおいて、生命や人権を大切にする教育を推進すること、安全・安心な学校生活を送らせるために教師と生徒・保護者と地域の良い関係を保つため、教育相談の実施や、保護者、地域との連携の充実を図れるように努める。

そして、「いじめを絶対許さない」という理念のもと、ここにいじめ防止基本方針を定める。

(1) いじめの定義(『いじめ防止対策推進法』第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(第2条)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 基本理念

いじめは本校でも、また、どの生徒にも起こりうるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。本校では、全ての教職員と生徒、保護者が「いじめを絶対に許さない」という意志のもと、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のために対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者(当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの)により構成されるいじめ防止のための組織を置く。
(『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より)

(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

① いじめの防止

- ・「いじめを絶対に許さない」環境醸成に努める。
- ・生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

② 早期発見

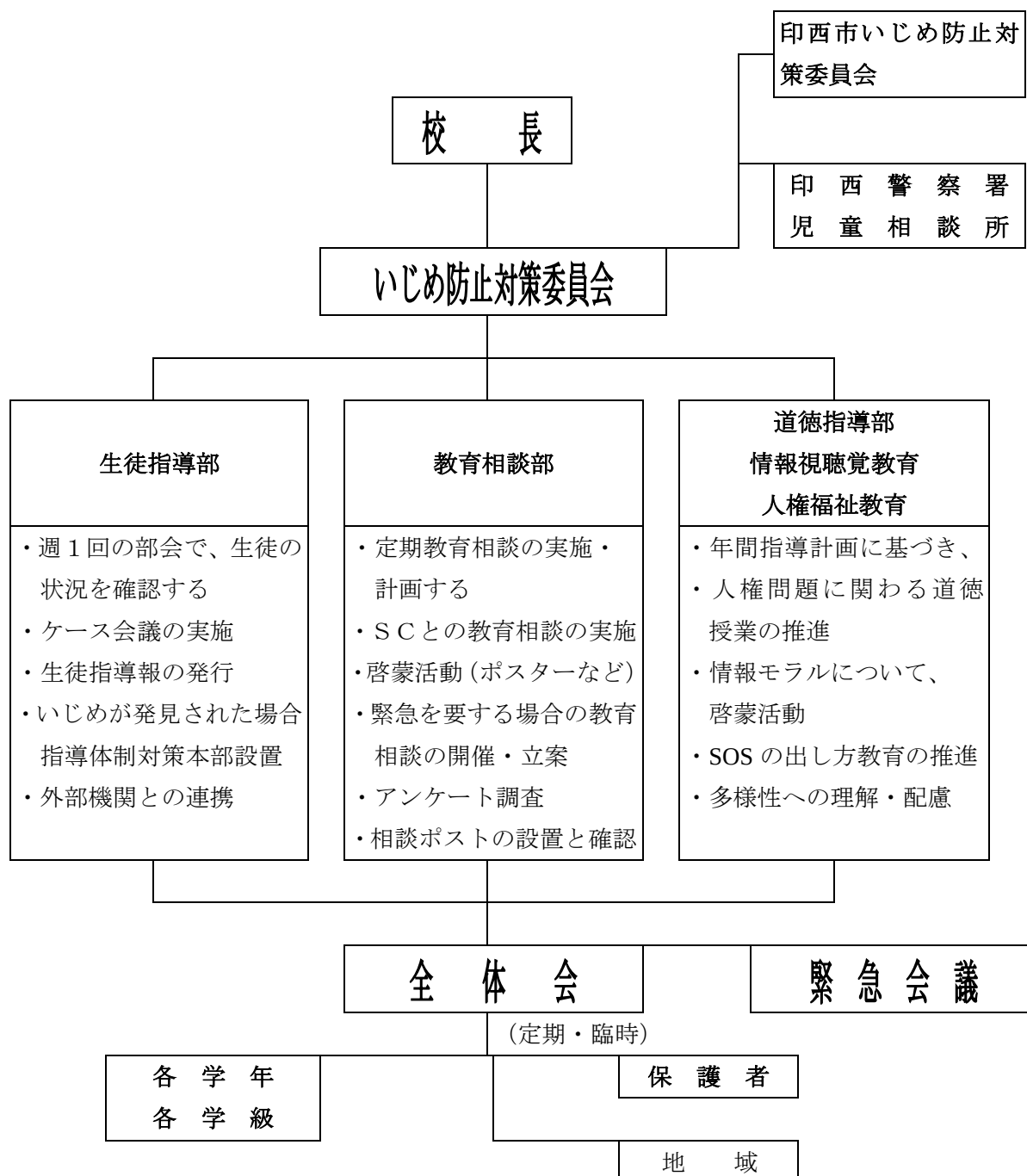
- ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③ 適切な対応

- ・いじめ発見の際には、情報収集・事情聴取を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。
(防犯教室や情報教育時のモラル指導の実施)
- ・重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。
- ・再発防止に向けた環境醸成(該当生徒への定期的な聞き取り)

3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。



(1)「全体会」＜全職員が参加＞

①基本方針の策定

②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）

③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめの事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

（生徒会活動の支援・行事の実施等）

(2)「いじめ防止対策委員会」＜委員会の構成員＞

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。（週 1 回 生徒指導部会実施）

(3)「緊急会議」

重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、保護者代表、管轄警察、学校医、
印西市教育委員会指導主事が参加

重大事案の発生時に事案の解決に努める。

4 中心組織の役割について

(1)「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導部、特別支援コーディネーター、養護教諭、S C、SSW

(2)「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

- ①月に1回、いじめ防止対策委員会の開催（生徒の様子を確認、必要に応じて教育相談の開催）
- ②いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ③教育相談・アンケートの実施
- ④いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有（教育相談の情報確認）
- ⑤啓蒙活動の実施（ポスター・相談箱設置）
- ⑥校内研修会の実施・企画（職員研修及び生徒・保護者向けの防犯教室・SNS利用について）
- ⑦保護者・関係機関との連携
- ⑧いじめ防止の取組に対する評価

(3)「いじめ防止対策委員会」の開催

月1回を定例会とする。

5 基本的施策

(1)いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

本校の重点目標に「豊かな心を育み、主体的に行動できる生徒の育成」とあるため、生徒一人ひとりの人権感覚を高め、いじめを許さない風土をつくることを意識させる。また、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境づくりを徹底する。

②心の教育の充実

- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・体験活動・情報モラル教育の実施
- ・「いのちを大切にするキャンペーン」
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラム等の実施(ソーシャルスキルトレーニング、グループワークトレーニング 等)

③人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・生徒、教職員の人権的言語環境を整備
- ・「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現
- ・生徒に考えさせる自治的、自浄活動の充実

④行事、生徒会活動を通した生徒への指導

- ・生徒会を中心として、自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文・集団討議等を行い意識を高める。

⑤保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体と連携を図り、情報収集、生徒の実態把握に努める。
- ・授業公開、ホームページ、学校だより、学年通信等で、いじめ防止に関することを発信し、理解を深めるための活動を継続的に行う。

(2)いじめを早期に発見する

① いじめの調査等

- ・生徒対象のアンケート調査 年3回 (6月・11月・2月)
- ・保護者対象のいじめの情報収集(保護者面談・保護者会等) 年4回(4月・8月・12月・3月)
- ・教育相談において学級担任から生徒への聞き取り調査 年2回 (5月・11月)

② いじめ相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーの活用(週1回水曜日)
- ・各種相談機関(印西市教育センターの子ども相談室・24時間いじめ相談ダイヤル等)

③いじめ相談・通報窓口の設置

- ・教育相談担当、生徒指導担当、相談箱等の窓口の設置と周知

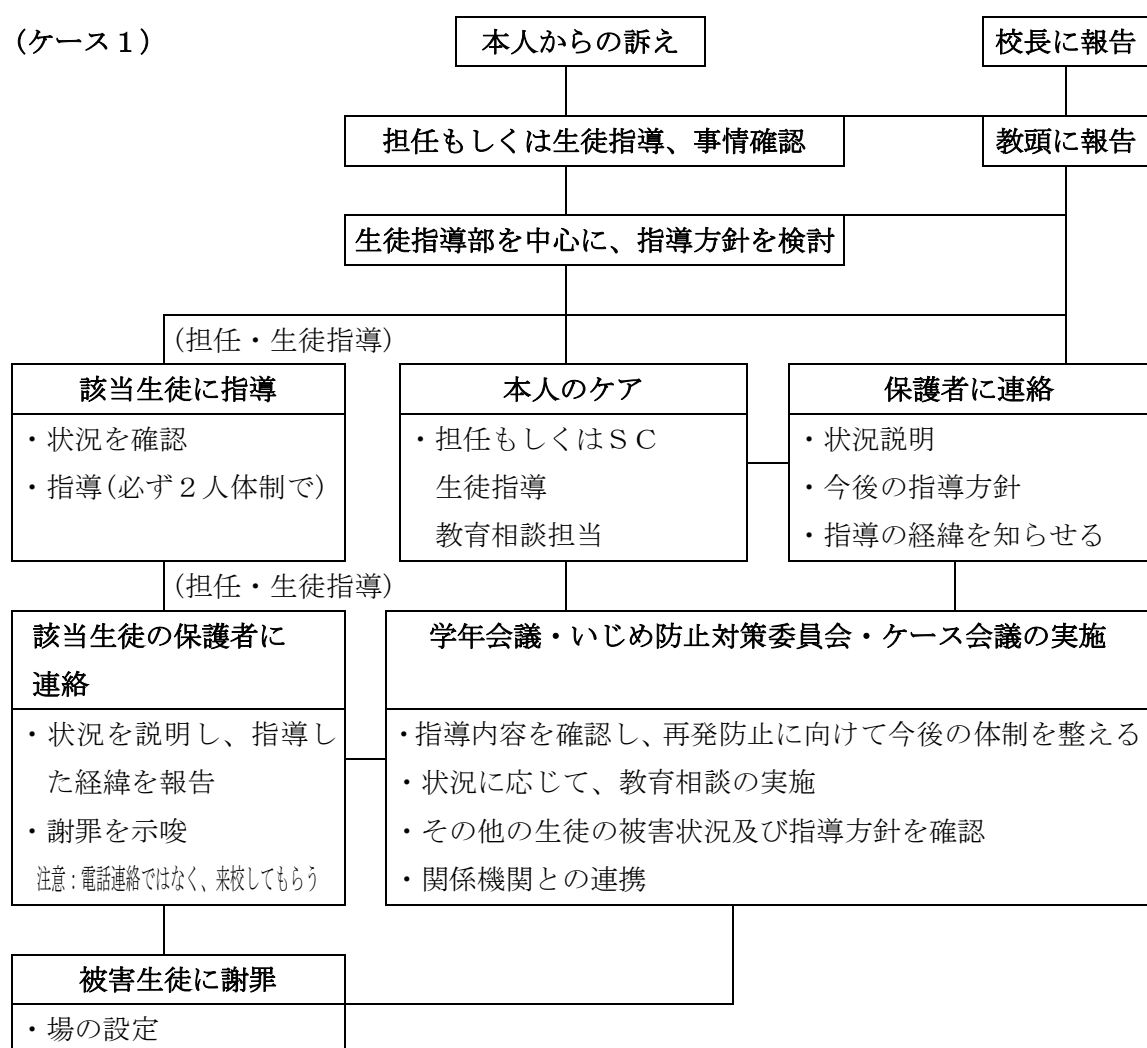
④研修等による教職員の資質向上

- ・研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質向上を図る。
- ・生徒の心情を把握するために、組織体制を整える。

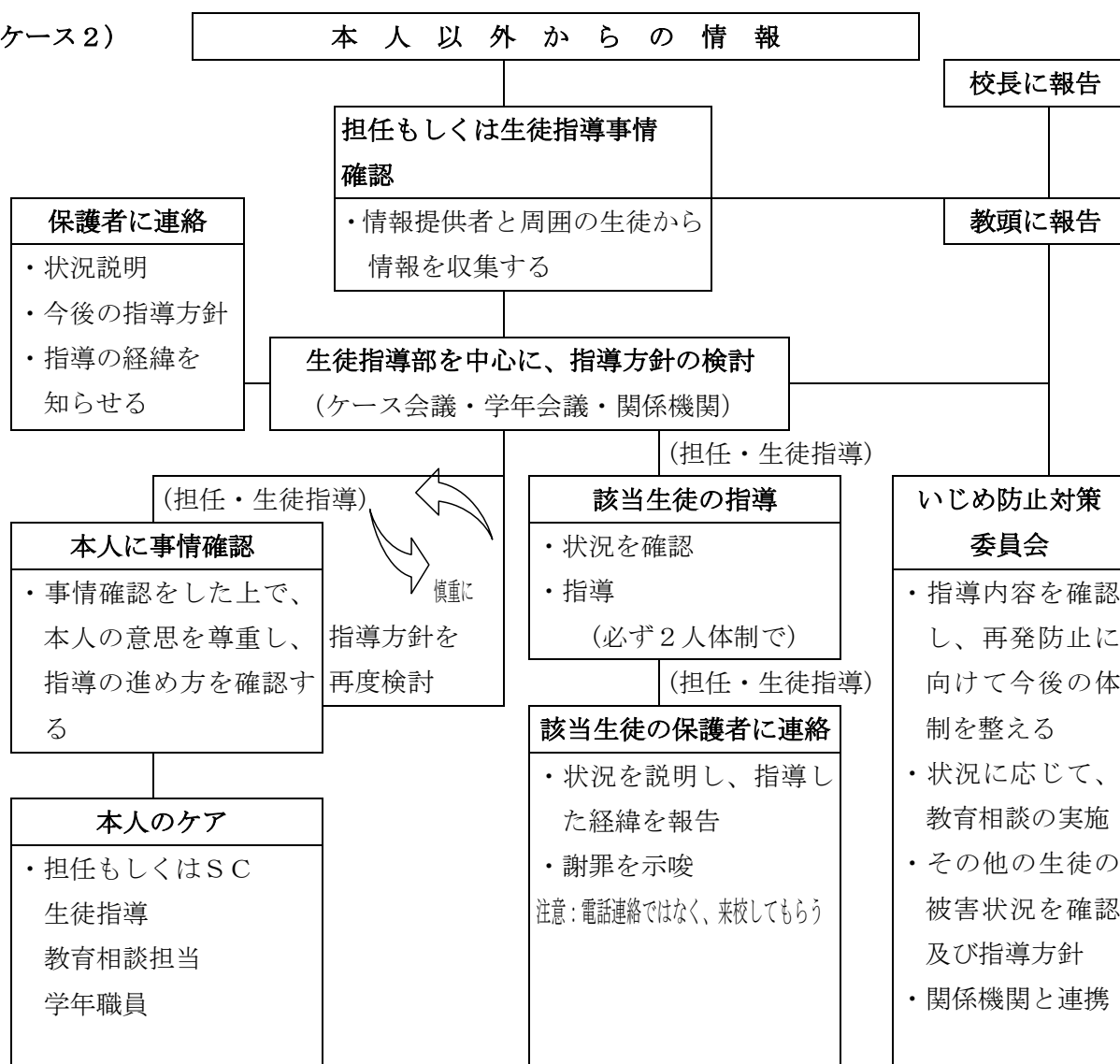
(3)いじめへの対応

それぞれのケースでの対応を以下のように行う。

(ケース 1)



(ケース2)



(4) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめの事案、教育相談体制の充実が必要な事案、インターネットを通じてのいじめの事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として扱われる事案、インターネットを通じてのいじめの事案については、印西警察署等と連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携を図る。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

- (1) ネットいじめに関する教職員研修の充実、印西市教育委員会との連携を図る。
- (2) 生徒への情報モラル教育(防犯教室)を年間指導計画に盛り込み、計画的に実施する。
- (3) 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会を開催する。
- (4) インターネットを使ったいじめは発見しにくく、学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから、「ネットいじめ(サイバーいじめ)」発生時には関係生徒の保護者と積極的に情報を共有し、連携して問題解決にあたる。

7 重大事案(市長に報告するもの)の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 学校いじめ防止対策委員会の開催

第一に、被害者等の安全確保とケアを実施する。情報の整理と、重大事態にあたるか否かの判断を行う。

(2) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会(「印西市いじめ防止対策委員会」)に報告をする。

(3) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。必要に応じて印西警察署等へ報告をする。

(4)再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(5)適切な情報の提供

いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6)調査結果を設置者(市長)に報告

生徒や保護者の所見を希望により、添える。

(7)調査を踏まえた必要な対応・措置

調査をもとに、印西市教育委員会の指導のもと、生徒に対する適切な指導と保護者の対応を行う。

(8)報道機関への対応

必要に応じて、窓口を決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定を行う。

8 基本方針及び学校評価の結果の公表

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

9 いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

10 年間指導計画

いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4 月	・第1回いじめ防止対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)→職員会議で報告 ・いじめ防止基本方針の更新 ・生徒指導部会(週1回) ・SOS の出し方教育	・相談窓口の周知 ・自己紹介資料及び、生徒把握、状況の集約 ・定期教育相談の実施(情報収集) ・避難訓練	・相談窓口の周知 ・保護者会での、いじめに関わるインターネット・携帯電話等の問題提起 ・学校だよりの発行 ・交通安全指導 ・授業参観
5 月	・第2回いじめ防止対策委員会(生徒の実態・把握、研修企画、わかる授業づくりの推進)→職員会議で報告 ・体育祭 ・生徒指導部会(週1回) ・第1回特別支援教育推進委員会	・道徳(人権・同和教育) ・3年修学旅行 ・1年校外学習(予定)	・学校だよりの発行 ・リサイクル活動 ・交通安全指導 ・PTA環境整備作業
6 月	・第3回いじめ防止対策委員会(生徒の実態・把握・教育相談実施に向けての確認・検証)→職員会議で報告 ・アンケートのまとめ、報告、周知、対応 ・生徒指導部会(週1回)	・アンケート実施 ・体育祭	・学校だよりの発行 ・交通安全指導
7 月	・第4回いじめ防止対策委員会(生徒の実態・把握・検証、夏休みに向けての共通理解)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回) ・第2回特別支援教育推進委員会	・情報モラル教室 ・1年特別支援学校交流会(特別支援学校で実施) ・3年三者面談 ・1・2年二者面談(家庭での様子確認)	・3年三者面談 ・1・2年二者面談(家庭での様子確認) ・期末保護者会(夏休みの過ごし方等) ・学校だよりの発行 ・PTA地区別パトロール
8 月	・職員研修	・3年三者面談 ・1・2年二者面談	・3年三者面談 ・1・2年二者面談 ・PTA環境整備作業 ・PTA地区別パトロール
9 月	・第5回いじめ防止対策委員会(夏休みの生活の確認・実	・避難訓練 ・2年宿泊学習	・学校だよりの発行 ・交通安全指導

	- 態把握)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回)	・人権教室	
10月	・第6回いじめ防止対策委員会(生徒の実態把握・検証)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回) ・第3回特別支援教育推進委員会	・生徒会役員選挙 ・合唱コンクール ・道徳(いじめに関する内容)	・学校だよりの発行 ・交通安全指導
11月	・第7回いじめ防止対策委員会(生徒の実態把握・検証)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回) ・アンケートのまとめ、報告、周知	・防犯教室(2年) ・定期教育相談の実施(情報収集) ・3年三者面談 ・2年職場体験学習 ・アンケート実施	・防犯教室 ・学校だより発行 ・3年三者面談(家庭での様子を確認) ・リサイクル活動 ・授業参観(3年)
12月	・第8回いじめ防止対策委員会(生徒の実態把握・検証)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回) ・第4回特別支援教育推進委員会	・1、2年期末保護者会	・1、2年期末保護者会 ・学校だよりの発行 ・交通安全指導 ・新入生保護者説明会 ・授業参観(1・2年)
1月	・第9回いじめ防止対策委員会(生徒の実態把握・検証)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回)		・学校だよりの発行 ・交通安全指導
2月	・第10回いじめ防止対策委員会(生徒の実態把握・検証)→職員会議で報告 ・アンケートのまとめ、報告、周知 ・生徒指導部会(週1回) ・第5回特別支援教育推進委員会	・アンケート調査 ・3年「性に関する指導」	・学校だより発行 ・交通安全指導 ・リサイクル活動
3月	・第11回いじめ防止対策委員会(生徒の実態把握・検証、次年度に向けての検討)→職員会議で報告 ・生徒指導部会(週1回) ・次年度への検討・協議	・予餞会 ・卒業式 ・新入生体験入学 ・1、2年期末保護者会	・学校だよりの発行 ・交通安全指導 ・1、2年期末保護者会(家庭での様子確認)